

稲の斑点米カメムシ類の注意報が発令されました

平成 26 年 7 月 11 日
防府とくち農業協同組合営農部

7 月 11 日付けで斑点米カメムシ類の注意報が発令されました。発生は、平年に比べて多い予想です。

○防除方法

(1) 畦畔、休耕田等の草刈り

カメムシ類が増えるのを避けるため、出穂 2 週間前までに畦畔等の草刈りを実施し、それ以降もイネ科雑草（エノコログサ、メヒシバ、ヒエ等）の穂が出ないように管理する。

(2) 薬剤防除（粉剤、水和剤等を散布する場合）

ア 8 月上旬までに出穂するほ場では、穂揃期と穂揃期後 7 日の 2 回防除を徹底する。

イ 8 月中旬以降に出穂するほ場では、穂揃期の防除を徹底する。

ウ 薬剤を散布した後もほ場でカメムシ類の発生が見られる場合は、さらに 7 日後に追加防除を実施する。

エ 防除薬剤は平成 26 年山口県農作物病虫害・雑草防除指導基準による。

○防除上注意すべき事項

(1) 出穂直前及びその後の草刈りは、カメムシ類の水稻への移動を促し加害を助長するので避ける。

(2) 休耕田の雑草が繁殖源となる場合が多いので、休耕田の除草を徹底する。

(3) 周囲よりも出穂の早いほ場、休耕地や雑草地周辺のは場はカメムシ類による被害が多くなるので防除を徹底する。

(4) カメムシ類は広範囲に移動するので、広域で一斉防除すると効果が高い。

(5) 防除時期に畦畔に出穂したイネ科雑草がある場合は、畦畔も含めて防除を実施する。

(6) 粒剤で防除を行う場合は、出穂期に施用する。

(7) 防除にあたっては、適正な薬剤散布作業の実施、農薬使用基準の遵守など安全で効果的な防除に努める。